

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

平成20年3月

1. 現状

(1) 職種ごとの職員数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	高浜町				民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全体	50.10歳	33人	215,418円	227,175円			
給食調理員	53.7歳	14人	215,857円	227,614円	調理員	41.1歳	241,300円
その他	48.10歳	19人	215,094円	226,851円			

※ 高浜町のデータは、平成19年度地方公務員給与実態調査のデータを使用している。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 職種ごとの年齢別の職員数

区分	職員数	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
全体	33人	0	0	0	0	0	3	2	6	4	7	11	0
給食調理員	14人								3	2	2	7	
その他	19人						3	2	3	2	5	4	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)を適用している。(ただし3級制)

イ 手当

一般行政職員と同種の手当を支給している。尚、技能労務職員が対象となる特殊勤務手当はない。

ウ 昇給

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じた昇給を実施している。昇給号数の標準は4号級(57歳を越える職員は2号給)であるが、平成21年度までの間は、抑制措置として3号級(57歳を越える職員は1号給)を標準としている。

2. 基本的な考え方

給与については、国、県及び近隣市町の動向を注視しながら必要な見直しを行う。また、職員数については、退職者不補充を原則とするが併せて行政運営の円滑化及び行政サービス水準の維持を図るための取り組みを行う。

3. 具体的な取組内容

ア 給与について

本町においては、平成18年4月に国家公務員に準じた給与構造の見直しを実施した。また今後も引き続き適正な運用を推進していくとともに、国、県及び近隣市町の動向を注視しながら見直しを行っていく。

イ 職員数について

本町においては、退職者不補充を原則とし、臨時職員の雇用による対応等の取り組みを行ってきた。また今後も引き続き退職者不補充を原則とし、施設の統廃合や指定管理者制度の導入検討により、職員採用を抑制していく。